

議会質問用参考資料
(部内資料)

決める。進める。
自民党
jimin.jp

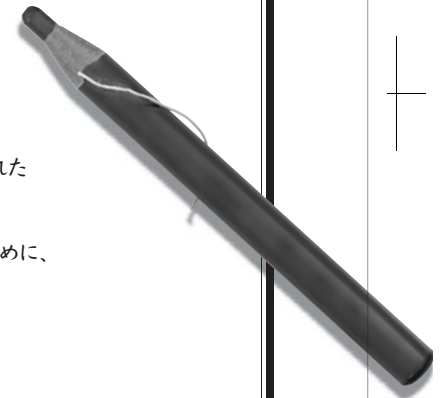
健全な教科書を 子供たちに届けるために

今年8月に中学校で使用される教科書が
各自治体等で採択されます。

しかし、今年3月末に検定合格となった
社会科の教科書を見ると、

教育基本法・学習指導要領の趣旨からかけ離れた
「非常識な教科書」があります。

次代を担う子供たちに健全な教科書を届けるために、
教科書の採択が公正・公平に行われるよう
都道府県議会、市町村議会での
厳しい検証をお願いします。



自由民主党 政務調査会

自民党

教科書採択の対象として、今年3月末に検定合格となった中学校の社会科教科書のなかには、わが国固有の領土である竹島や尖閣諸島について、韓国や中国の主張にも正当性があるかのような記述や、いまだに「自衛隊違憲論」を政府の憲法解釈と同列に取り上げるなど、「非常識な教科書」があります。

教科書の採択は、公立学校では都道府県・市町村の教育委員会が、国立・私立学校では校長が行います。小・中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞いて「採択地区（市・郡単位）」を設定し、採択地区内では同一の教科書を採択します。都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言・援助を行います。

採択地区が複数の市町村から構成される場合は、市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっており、そのために「採択地区協議会」が設置されます。

次代を担う子供たちに、「改正教育基本法」、「新学習指導要領」に適った教科書を届けるためには、都道府県議会・市町村議会における活動が決定的に重要であり、議会での質問など、より一層の取り組みを推進していただきますようお願いいたします。

<本年の教科書採択のスケジュール>

- 4月～5月 各教科書会社（発行者）から見本本の送付
- 5月～6月頃 都道府県教育委員会における調査研究・選定資料の作成
※都道府県教育委員会において4月～8月の間、教科用図書選定審議会を設置
- 5月～8月頃 採択地区等における調査研究・採択決定
- 6月～7月 教科書展示会
（平成23年度法定展示期間 6/17～6/30）
- 8月31日 小・中学校使用教科書についての採択期限

「人間的に優秀な子供」を育成するために

平成18年に、約60年ぶりに改正された教育基本法では、第1条に、「教育の目的」として「人格の完成」や「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定し、この教育の目的を実現するために、第2条に、今日重要と考えられる5つの「教育の目標」を、新たに規定しました。

学校教育は、「教育の目的」のもと、次代のわが国を担う国民を育てるという「教育の目標」を達成するため、総合的に「人間的に優秀な子供」を育成するために行われるものです。だからこそ、学校教育、特に義務教育においては、道徳や公共の精神、規範意識、国や郷土を愛する心などを育むことが重要なのです。

教育基本法

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

質問案1:採択地区内における採択の仕組みを問う。

想定される回答:教育委員会の下に「選定委員会」があり、その下に「調査員」が置かれる。

質問案2:「選定委員会」及び「調査員」の任命権者及び役割を問う。

想定される回答:任命権者は市町村。「調査員」により構成される「調査委員会」が教科・種目ごとに組織され、教科書を検討して評価を行う。その報告が「選定委員会」で審議され、その結果が「教育委員会」に上げられる。

質問案3:公正・公平を損なうような構成となっていないか、「選定委員会」及び「調査員」の人数と構成を問う。

想定される回答:「調査員」は種目ごとに5人程度で、現場教師。「選定委員会」は20人程度で、校長や指導主事、学識経験者など。

質問案4:教育委員会にかける原案として、下部組織において、採択すべき教科書を1種または数種に限定する「絞り込み」が行われる場合があり、東京都教育委員会は、平成13年に「絞り込み」をやめるよう指導している。

昨年は小学校の教科書が採択されたが、本採択地区において「絞り込み」は行われていないか。行われているならば、その教科・種目及び理由を問う。

質問案5:確かに教科書の種類は多く、教育委員が全ての教科書を精査するのは困難であろうが、社会的な関心事項である教科・種目の教科書、あるいは教科書会社の間で編集方針が大きく異なる教科・種目の教科書などについては、重点的に検討すべきと考える。

歴史・公民においては、新たに自由社・育鵬(いくほう)社が参入している。教育委員には、歴史・公民の教科書について、新しい教科書会社を含め、全ての教科書を読んで頂きたいが、いかがか。

質問案6:教科書の採択においては、外部の圧力に屈することなく、公正・公平に採択が行われるべきと考えるが、首長(教育委員長、教育長)の見解を問う。

また、今夏の教科書採択において、教育委員に対して、特に自由社・育鵬(いくほう)社の教科書不採択の働きかけなどはないか。

各教科書会社の使用状況

次に、教科書の内容の検証に移る前に、本パンフレットで検証する中学校用の公民の教科書の、平成23年度における各教科書会社の使用状況を確認しておきます。

公 民		
発 行 者	需 要 数	占 有 率
東京書籍	732,796	61.0%
日本文教出版(中学社会)	164,588	13.7%
教育出版	138,482	11.5%
帝国書院	76,258	6.3%
清水書院	46,082	3.8%
日本書籍新社	22,007	1.8%
日本文教出版(中学生の社会科)	17,506	1.5%
扶桑社	4,215	0.4%
8種	1,201,934	

※ 日本文教出版が2種発行

教科書、特に歴史教科書においては、「自虐史観」であり、日本人が受けつづべき文化と伝統を忘れ、日本人の誇りを失わせるものであるとの批判がありました。それについては、組合員の教師が「調査員」になるなど、日教組が教科書採択の現場で実質的な決定権を有していることが理由であると指摘されています。つまり、日教組が採択してくれるような内容の教科書を、教科書会社が作成するという構図があるのです。

日教組は「改正教育基本法」や、それに基づく「新学習指導要領」に反対しているのですから、本来は「教育基本法」や「学習指導要領」に適っているべき教科書の内容が、必ずしもそうならないことも、こうした理由によります。さらに、日教組の支持を受ける民主党政権の誕生により、多くの教科書会社は「日教組受け」する「自虐史観」の方向に、さらに教科書の内容を転換することになりました。

その一方で、歴史・公民においては、「自虐史観」に立たないとする2社(自由社・育鵬社)が参入しました。

中学校用教科書の内容を検証する

それでは、今夏に採択される中学校用教科書の内容の検証に入ります。各教科書は、中学校で平成24年4月から全面実施される「新学習指導要領」に、きちんと適った内容となっているのでしょうか。

◆国旗・国歌

まず、「国旗・国歌」について、「中学校学習指導要領」では、「『国家間の相互の主権の尊重と協力』との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。」「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とされています。

国旗・国歌について、教科書の記述は、以下の通りとなっています。

東京書籍

「主権国家は、国家を示すシンボルとして、国旗と国歌を持っています。日本では、1999年に法律で「日章旗」が国旗、「君が代」が国歌と定められました。国どうしが尊重し合うために、たがいに国旗・国歌を大切にしていかなければなりません。」

帝国書院

「国民の自覚を高めるために用いられるものに世界各国の国旗と国歌があります。ほかの国々の国旗と国歌を尊重することは現代世界の礼儀となっています。」

自由社

「主権国家の独立と尊厳を表し、国家の掲げる理想や、国民が共有する誇りや連帯心を象徴するものとして国旗と国歌があります。国旗と国歌に対する敬愛は、国を愛する心情につながって

います。また、国際社会では、他国の国旗と国歌に対して、自国のそれと同等に敬意を表するのが基本的礼儀となっています。」

他に、コラム「国旗と国歌を考えてみよう」において、「日章旗」や「君が代」の意味、「国旗掲揚の国際儀礼」などを詳しく紹介している。

質問案 1:「教育基本法」第2条の「教育の目的」は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」としており、中学校学習指導要領も、それに沿ったものである。

日の丸・君が代は、わが国の象徴であり、その歴史的経緯や意義について教えることは、まさに教育基本法の目的に沿うものと考え、首長（教育委員長、教育長）の見解を問う。

質問案 2:東京書籍や帝国書院の教科書の記述では、日の丸・君が代の歴史的経緯や意義について全く触れられているとは言えない。特に帝国書院は「ほかの国々の国旗と国歌を尊重することは現代世界の礼儀となっています。」とするのみ（自由社では、「自国のそれと同等に」）で、わが国の国旗・国歌を尊重することには触れていない。

日の丸・君が代の意義も教えることなしに、「中学校学習指導要領」の求める「『国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。』ができるか、首長（教育委員長、教育長）の見解を問う。

◆領土

昨年の尖閣諸島での中国漁船衝突事件や、北方領土へのロシアや韓国の要人の訪問などを受けて、今までになく、国民の間に領土に対する意識が高まっています。領土についての教科書の記述は、以下の通りですが、なかには、わが国の立場と異なるのではないかと考えられるような記述もあります。

教育出版

「日本海に位置する竹島（島根県）については、日本と韓国の間はその領有をめぐる主張に相違があり、未解決の問題になっています。また、東シナ海に位置する尖閣諸島（沖縄県）については、中国もその領有を主張しています。」

帝国書院

「歯舞諸島・色丹島・国後島・択捉島は、明治時代から、日本の領土として国際的に認められてきました。しかし、第二次世界大戦後にソ連が占領してから60年以上、これらの島々ではソ連、そしてロシアの支配が続いています。」

自由社

「わが国には、領土に関して、北方領土問題、竹島問題、尖閣諸島問題という三つの重大な領土

問題があります。いずれも、歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、近隣諸国が不法に占拠したり、不当に領有を主張したりして紛争となっています。」

育鵬社

「日本も近隣諸国との間で領土問題をかかえています。歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土、日本海上の竹島は、それぞれロシア、韓国がその領有を主張し、支配しています。また、東シナ海上の尖閣諸島については、台湾と中国がその領有を主張しています。しかし、これらの領土は歴史的にも国際法上も、日本の固有の領土です。」

質問案:帝国書院は、北方領土がソ連により「不法占拠」されていることを記述していない。教育出版は、竹島や尖閣諸島について、わが国固有の領土であるにもかかわらず、韓国や中国の主張にも正当性があるかのような記述となっている。こうした記述で、子供たちがわが国の領土に対して、正確な認識を得られると考えるか、首長（教育委員長、教育長）の見解を問う。

◆自衛隊

「中学校学習指導要領」では、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。」とあり、わが国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるべきこととなっています。

東日本大震災での自衛隊の献身的な災害派遣活動に対して、被災者をはじめとする国民が、自衛隊に心から感謝し、世界からも高い評価を受けました。また、自衛隊の活動に対する国民の理解も深まりました。自衛隊が日本国憲法の平和主義のもとにあることは、すでに国民の合意となっています。

しかし、いまだに左翼勢力は自衛隊に対して、例えば「暴力装置」であるというような偏向した考えを持ち続けており、残念ながら、そのような記述が残っている教科書があります。自衛隊と憲法第9条の関係について、各教科書の記述は、以下の通りとなっています。

東京書籍

「自衛隊が憲法に違反していない理由として、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は『自衛のための必要最小限度の実力』を持つことは禁止していないと説明しています。しかし、平和と安全を守るためであっても、武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったのかという意見もあります。」

「自衛隊は、日本の防衛という本来の任務に加えてさまざまな活動を行っています。（PKO等を例示）一方で、このような自衛隊の任務の拡大は、世界平和と軍縮を率先してうたえるべき日本の立場にふさわしくないという声もあります。」

日本文教出版

「政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力であって、第9条の禁止している『戦力』で

はない、という立場にたっています。これに対して、第9条は武力によらない自衛権だけを認めているのだから、自衛隊は憲法に違反しているとか、自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえている、といった意見があります。』

教育出版

「1992年、国際平和協力法(PKO協立法)が成立し、自衛隊がカンボジアに派遣されました。その後も、国外の戦争や紛争時に、米・英軍などの治安維持活動を後方で支援するため、政府が「非戦闘地域」とする現地に自衛隊が派遣され、さまざまな活動を行っています。ただ、国民のなかには、自衛隊の海外派遣や装備の拡張が、自衛隊の本来の目的を越えているのではないかと

帝国書院

「自衛隊は、日本の安全を保つことを任務として発足し、冷戦の時代を通して、その人員や装備を増強してきました。しかし、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法第9条、そして平和主義に反するのではないかと議論は、冷戦終結後の今日も続いています。政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力組織にすぎないから戦力にあたらぬし、戦争放棄といっても自衛権を放棄したわけではないので違憲ではない、としています。」

清水書院

「日本国憲法は『戦力』の不保持を定めている。政府は憲法制定当初、それを『一切の軍備』の不保持を定めたものとして理解していた。しかし、自衛隊の創設によって、その理解に矛盾が生じた。そのため、政府は『自衛のための必要最小限度の実力は戦力にあたらぬ』という解釈を採用することにより、自衛隊は憲法第9条と矛盾しないとして、こんにちにいたっている。それに対して、いっぽうで、自衛隊は憲法に違反するという判例や学説があり、また自衛隊の縮小を唱える意見がある。他方で、憲法第9条を改正しようとする主張も根づよく、論議がつづいている。」

自由社

「世界的にも有数な実力を備えた自衛隊を『戦力に至らない』とする政府の憲法解釈には批判も多く、憲法改正を行って自衛権の保有を宣言し、自衛隊をわが国の軍隊として位置づけるべきだ」という主張もあります。』

さらに、災害派遣のコーナーで、東日本大震災を受けての自衛隊の災害派遣活動を追記している。

育鵬社

「日本国憲法第9条には『戦力』の不保持がうたわれています。そのためこの憲法の下で自衛のための武力がもてるのかという議論がなされてきました。政府は、ここでふられている戦争とは『他国に侵攻する攻撃』をさすのであり、『自国を守る最低限度の戦闘』までも禁止しているものではなく、自衛のための必要最小限度の防衛力をもつことまでは憲法は禁止していないと解釈し、自衛隊を憲法第9条に違反しないものと考えています。憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については、今なお議論が続いています。」

質問案：従来の教科書5社では、生徒が自衛隊に対して「憲法違反の疑いがある組織」であり「国際貢献活動を行うにふさわしくない組織」とであると理解する可能性を否定できない。災害救助・支援活動にも大半の教科書が触れていないが、このような内容で自衛隊についての正しい理解が得られると考えるか、首長(教育委員長、教育長)の見解を問う。

◆拉致問題

北朝鮮による日本人拉致問題は、わが国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の1日も早い帰国を実現すべく、総力を挙げて最大限の努力を尽くすべきことが日本政府の方針です。拉致問題についての教科書の記述は、以下の通りとなっています。

東京書籍

「東アジア諸国との関係では、東アジアでEUのような共同体を構築するという東アジア共同体の構想を打ち出すなど、関係強化を進めています。その際、日本が過去に植民地支配を行い、戦争で大きな被害をあたえるなど、東アジアや東南アジアにたえがたい苦しみをもたらしたことを忘れてはなりません。解決すべき課題も存在します。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、核兵器の開発に乗り出し、ミサイルを発射するなど、問題の多い政策を取り続けています。日本との関係では拉致問題が残り、北朝鮮との関係は好転していません。」

育鵬社

「2002年9月に北朝鮮の平壤で日朝首脳会談が行われ、北朝鮮は日本人を拉致したことを認めました。日本政府は、拉致問題の解決がなければ、北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの立場をとっています。しかし、その後は、拉致事件への北朝鮮の不誠実な対応が続き、交渉は進展していません。」

他に、巻頭グラビアで横田めぐみさんの写真を背に座る横田夫妻の写真を掲載し、課題学習のコーナーでも拉致問題を詳しく取り上げている。

質問案：東京書籍の記述では、拉致問題が人権侵害や主権侵害であることに触れておらず、かえって北朝鮮との関係回復の障害のように理解される可能性がある。さらに、前段でわが国の植民地支配に触れることにより、拉致の犯罪性を減殺するかのような構成となっている。こうした記述で、拉致問題についての正しい理解が得られると考えるか、首長(教育委員長、教育長)の見解を問う。

◆外国人参政権

都道府県議会・市町村議会と関係の深い「外国人地方参政権」について、わが国は参政権

を在日外国人には認めていません。これは、参政権が「国民固有の権利」であることに基きます。従来の教科書会社は、「外国人地方参政権」については、「平等権」の部分において、「在日韓国・朝鮮人」などの問題として取り上げています。各教科書の記述は、以下のようになっています。

東京書籍

「しかし、就職や結婚などでの差別がなくなっています。また、日本国籍を持たないため、選挙権や公務員になることなども制限されています。日本で生まれ生活していることやその歴史的事情を配慮して、人権保障を推進していくことが求められています。」

日本文教出版

「しかし、公務員への門戸は広がりがつつあるものの、選挙権はなお制限されています。また、入居や就職などでの差別も残っています。これらの人々の人権保障については、日本で生まれ生活していることや、歴史的な事情が考慮されなければなりません。」

教育出版

「現在、日本に住む外国人には、選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。これらについては、違憲ではないかとする訴訟がしばしば起こっています。」

帝国書院

「在日韓国・朝鮮人に対しては、戦前からあった朝鮮の人々への蔑視から、就職や結婚での差別、いじめなどが残っています。また、日本国籍がないため、日本に永住し、納税の義務をはたしても参政権はありません。職種によっては公務員になれず、社会保障も十分に受けられません。」

「世界には、外国人でも定住していれば、地方自治への参政権を認める国もあります。」

清水書院

「日本でともに生活しながら、日本国籍をもたない在日韓国・朝鮮人には、参政権や公務員になる権利などにも制約が残っている。」

自由社

「この(1995年の最高裁判所の)判決は、日本の選挙権を日本国民に付与し外国人に付与しないことは、合憲であり、権利の平等・不平等の問題ではないことを示した。」

育鵬社

「外国人にも人権は保障されますが、権利の性質上、日本国民のみにあたえられた権利は、外国人には保障されません。例えば、選挙権や公務員になる権利は、国家の意思を形成するという国民主権にかかわる権利であるため、本来、国民のみに保障された権利であると考えられています。」

質問案1: 従来の教科書会社の記述では、在日外国人に参政権を与えない事は差別であると子供たちが理解する可能性が高いと考える。一方、参政権が「国民固有の権利」であることは教えられておらず、将来の主権者を育てると

いう教育の目的からしても問題があると考え、首長(教育委員長、教育長)の見解を問う。

質問案2: 外国人参政権に対する首長の見解を問う。

人名・地名などの「現地読み」

今回から、中国や韓国の人名や地名などを、現地の読み方に近いカタカナで表記する歴史教科書が現れました。例えば、人名の記述は、以下のようになっています。

現地読みによる教科書		従来の読みによる教科書	
東京書籍	日本文教出版	自由社	育鵬社
ユワンシーカイ 袁世凱 えんせいがい	ユワンシーカイ 袁世凱 えんせいがい	えんせいがい 袁世凱	えんせいがい 袁世凱 ユワンシーカイ
チャンチェシー 蔣介石 しょうかいせき	チャンチェシー 蔣介石 しょうかいせき	しょうかいせき 蔣介石	しょうかいせき 蔣介石 チャンチェシー
マオツォトン 毛沢東 もうたくとう	マオツォトン 毛沢東 もうたくとう	もうたくとう 毛沢東	もうたくとう 毛沢東 マオツォトン

現地読みによる教科書の人名索引では、「袁世凱」、「蔣介石」は、「あ行」、「さ行」ではなく、それぞれ「や行」、「た行」に掲載されています。

質問案1: 「ユワンシーカイ」、「チャンチェシー」と聞いて、直ちに誰のことか思い浮かぶか、首長(教育委員長、教育長)に問う。

質問案2: 歴史的人物として日本語読みが定着している者については、従来の日本語読みによる表記の方が相応しいと考えるが、首長(教育委員長、教育長)の見解を問う。

適切な採択環境の整備に向けて

以上、「国旗・国歌」、「領土」、「自衛隊」、「拉致問題」、「外国人参政権」などについての教科書の問題点を検証して来ましたが、他にも多くの問題となる記述が存在します。

次代を担う子供たちに、「改正教育基本法」、「新学習指導要領」に適った教科書を届けるためには、都道府県議会・市町村議会における活動が決定的に重要です。今後とも、適切な採択環境整備が図られるよう、都道府県議会・市町村議会において、議会での質問などにおける一層の取り組みを推進していただきますよう、お願い申し上げます。

(注)教科書からの引用は、原則として「白表紙本」によったが、採択に用いられる「見本本」が入手できた部分は、「見本本」によった。「見本本」では、各教科書会社が自主訂正を行うため、引用した記述が変更されている場合がある。なお、ルビは省略し、論点となる部分には下線を付した。